

No.18	調査課題名：「平成18年度評価依頼計画物質」に掲載された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物に関する文献調査及び情報整理					
調査目的	「平成18年度食品健康影響評価依頼予定物質について」（平成18年3月30日食安基発第0330001号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長）に掲載された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下、「農薬等」という。）の食品健康影響評価を実施するために必要な文献等を調査し、さらに、同調査結果及び食品安全委員会設立後に審議の結果得られた知見について体系的に検索できる農薬等評価データベースシステムの確立を本調査の目的とする。					
その他	進捗状況 (<input type="checkbox"/> で表示)	契約手続き準備中 ・ 企画競争公告中 ・ 調査実施中 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 調査終了				
	公告日	H18.12.15	契約締結日	H19.1.25	履行期限	H19.3.30
	調査実施機関	株式会社三菱化学安全科学研究所				
	契約金額	18,489,754円				
	仕様書 (調査内容の詳細)	別紙のとおり				
	その他参考資料	企画提案書様式 (Word)				

別紙

「平成 18 年度評価依頼計画物質」に掲載された農薬、動物用医薬品
及び飼料添加物に関する文献調査及び情報整理 仕様書

1. 調査の目的

「平成 18 年度食品健康影響評価依頼予定物質について」（平成 18 年 3 月 30 日食安基発第 0330001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長）に掲載された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下、「農薬等」という。）の食品健康影響評価を実施するために必要な文献等を調査し、さらに、同調査結果及び食品安全委員会設立後に審議の結果得られた知見について体系的に検索できる農薬等評価データベースシステムの確立を本調査の目的とする。

2. 調査項目

(1) 最新の科学的知見の調査

食品衛生法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 55 号）の施行に伴い、いわゆるポジティブリスト制度が、平成 18 年 5 月 29 日に導入された。

制度導入に伴い暫定基準が設定されたが、その際に基準を参照した国（米国、オーストラリア、カナダ、EU 及びニュージーランド（以下「暫定基準参照国」という。）、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(JMPR) 及び FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)において、毒性に係る評価書が発行された以降の科学的知見を収集する。

なお、本年度の対象農薬等は 100 物質とし、下記①及び②の項目について実施する。

① 文献検索

学会・学術誌における農薬等の毒性に関する研究成果を収集する。

② 入手文献の査読（査読用サマリーシートの作成）

①で入手した文献について当該分野の専門家による査読を実施する。

(2) 海外における農薬等の登録テストガイドラインの収集・翻訳

暫定基準参照国が農薬等の登録時及びインポートトレランス設定時に要求している試験成績のテストガイドラインを収集・翻訳する。

(3) 農薬等評価データベースの作成

本事業で収集された文献、これまでに収集された海外のリスク評価書及び食品安全委員会の専門調査会が作成した資料を、物質名ごとに体系的に検索できる農薬等評価データベースシステムを構築する。

また、各国のリスク評価書を活用して、ADI の比較表も作成する。

3. 調査方法及び報告書の作成

(1) 最新の科学的知見の調査

① 文献検索

Pub Med 及び TOX-LINE 等の文献検索システムにおいて発表されている農薬等の毒性に関する資料を収集・整理する。

② 入手文献の査読（査読用サマリーシートの作成）

①で入手した文献について、当該分野の専門家による査読を実施する。

(2) 海外における農薬等の登録テストガイドラインの収集・翻訳

米国、オーストラリア、カナダ、EU及びニュージーランドにおいて、農薬等の登録時及びインポートトレランス設定時に要求している試験成績のテストガイドラインを収集し、翻訳する。

(3) 農薬等評価データベースの作成

マイクロソフト Access 等をベースにして、収集した文献及び食品安全委員会が作成する評価書等を物質ごとに体系的に検索できるシステムを構築する。

また、各国のADI及びその根拠試験成績、安全係数等の比較表についても作成する。

(4) 報告書の作成

(1)及び(2)については調査結果を取りまとめ報告書を作成する。なお、構成、分量等については、事前に内閣府食品安全委員会事務局担当官の了解を得ること。

4. その他

(1) 作業の実施に当たっては、事前に内閣府食品安全委員会事務局担当官と連絡を密に取ることとし、業務の実施に当たっては疑義が生じた場合には、内閣府食品安全委員会事務局担当の指示に従うこと。

(2) 本業務により知り得た成果については、許可なく第三者に譲渡してはならない。

(3) この調査を実施するに当たり、調査期間中に食品に係る緊急な危害情報入手した場合は、速やかに食品安全委員会事務局へ通報すること。

(4) 本業務の期間中及び終了時において、内閣府食品安全委員会事務局担当官が必要と認めた場合は、当該業務について説明を行うものとする。

(5) 本業務により生じた著作権(著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む)はすべて内閣府に帰属する。

5. 成果物

報告書(印刷物) : 20部

報告書(電子媒体) : 20部

農薬等評価データベース(電子媒体) : 1部

6. 作業期間

契約日～平成19年3月30日(金)

7. 履行期限

平成19年3月30日(金)